

第9回 (定例) 豊岡市農業委員会総会 (定例会) 会議録

平成30年12月21日 (金)

(豊岡市役所3階会議室)

午前10時開会

議事日程

諸 報 告

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
番 委員
番 委員
- 日程第2 会期の決定について
月 日 日間
- 日程第3 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- 日程第4 第51号議案 農地転用許可条件の変更承認申請審議について
- 日程第5 第52号議案 農地転用許可条件の変更承認申出審議について
- 日程第6 第53号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 日程第7 第54号議案 農地法第4条の規定による許可申請審議について
- 日程第8 第55号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 日程第9 第56号議案 農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について
- 日程第10 第57号議案 農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について
- 日程第11 第58号議案 農地法第4条第1項ただし書き(第8号)の規定による届出書受理について
- 日程第12 第59号議案 農地等の競売・公売に参加するための買受適格証明書の交付申請審議について
- 日程第13 第60号議案 農地等の競売・公売に参加するための買受適格証明書の交付申請審議について (進達分)
- 日程第14 第61号議案 農地移動適正化あっせん事業の要請について
- 日程第15 第62号議案 豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請に対する意見について
- 日程第16 第63号議案 農用地利用集積計画の決定について

出席委員 (17名)

- 1 番 宮 岡 正 則 2 番 加 悦 富美恵
3 番 高 尾 利 美 5 番 蜂須賀 久 人

6 番	井 谷 勝 彦	7 番	田 中 直 喜
8 番	上 坂 光 広	9 番	水 嶋 義 彦
10 番	西 沢 泰 裕	12 番	北 垣 裕 次
13 番	齋 藤 善 久	14 番	石 橋 重 利
15 番	尾 口 正 信	16 番	永 井 辰 正
17 番	村 田 憲 夫	18 番	大 原 博 幸
19 番	森 井 脩		

欠席委員（2名）

4 番	原 清 美	11 番	宮 口 豊
-----	-------	------	-------

事務局出席職員職氏名

農業委員会事務局長……………宮 崎 雅 巳 農業委員会事務局次長…橋 本 明 宏
農業委員会事務局主幹兼係長…古 谷 明 仁 農業委員会事務局主査…西 田 弥

午前10時開会

会長挨拶

○議長（森井 脩） みなさん、こんにちは。ご苦労さまです。12月も今日は21日、いよいよ年の瀬も迫ってまいりました。たいへん寒くなりました。まだこの辺では流行ってないようですがインフルエンザがあちこちで聞かれるようになりました。気をつけて、体調を崩さないで新しい年が迎えられるようにお気をつけいただきたいと思ます。

本日は第9回の総会でございます。数多くの議案があるようでございますが、よろしくご審議をいただきたいと思ます。よろしくお願ひします。

諸報告

○議長（森井 脩） 日程に先だち諸報告をします。

欠席の通告をいただいております。4番 原 清美委員、11番 宮口豊隆委員、以上の通告を受けております。

行政報告

○議長（森井 脩） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、別紙のとおりとなっておりますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（森井 脩） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

高尾委員。

○3番（高尾 利美） 12月に港認定こども園に何度かお世話になり、打ち合わせと大根クッキングが行政報告に入っていないんですが、必要ないんですか。

○事務局（橋本 明宏） それでは2行加えさせていただきたいと思います。日程が1月28日でございます。港認定こども園との食育活動の協議ということでお願いします。2行と言いましたが3行に改めさせていただきます。12月3日に港認定こども園食育活動打ち合わせということでございます。翌週12月10日がこども園の収穫祭とクッキングでございます。たくさん追加していただきまして申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○議長（森井 脩） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は17名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただ今から第9回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、許可条件変更申請案件3件、報告案件5件、許可申請案件23件、証明案件6件、届出書受理案件2件、協議案件3件、合計42件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております資料のとおりです。

直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

○議長（森井 脩） 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、議長より2名を指名します。

3番 高尾 利美 委員

5番 蜂須賀 久人 委員

以上の委員にお願いします。

会期の決定

○議長（森井 脩） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第9回農業委員会総会（定例会）は、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって第9回総会（定例会）は、本日12月21日の1日間と決定しました。

農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

○議長（森井 脩） 日程第3、報告第14号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第14号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」の報告事項を終わります。

第51号議案、農地転用許可条件の変更承認申請審議について

○議長（森井 脩） 付議事項に入ります。日程第4、第51号議案「農地転用許可条件の変更承認申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。現地調査員を代表して、7番 田中委員、お願いします。

○現地調査員（田中 直喜） 去る12月10日、私と井谷委員、事務局2名で現地確認をしてみました。特に問題があるようなところはありませんでした。以上報告いたします。

○議長（森井 脩） ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。よって、第51号議案「農地転用許可条件の変更承認申請審議について」は原案のとおり可決されました。

変更承認すべきという意見を付して県知事に進達します。

第52号議案、農地転用許可条件の変更承認申出審議について

○議長 (森井 脩) 日程第5、第52号議案「農地転用許可条件の変更承認申出審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。現地調査員を代表して、9番 水嶋委員、お願いします。

○現地調査員 (水嶋 義彦) 去る11日に事務局2名、他部署3名、上坂委員、私の計7名にて現地確認調査に行っていました。特に事務局の説明どおりで補足することはありません。以上です。

○議長 (森井 脩) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。よって、第52号議案「農地転用許可条件の変更承認申出審議について」は原案のとおり可決されました。

変更承認すべきという意見を付して県知事に進達します。

第53号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長（森井 脩） 日程第6、第53号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。現地調査員を代表して、7番 田中委員、お願いします。

○現地調査員（田中 直喜） ただ今事務局から説明のあったとおりで、補足するところはございません。12月10日に現地確認を井谷委員と私、事務局でしましたんですけど、特に問題のあったところはなかったと思っております。以上報告します。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番 西沢委員。

○10番（西沢 泰裕） 57番の案件なんですけど、譲受人の〇〇さんが耕作面積1町歩あまりということなんですけど、耕作の実態はあまり確認できていないと判断しておりまして、先ほど農林水産課の方に行って細目書の確認をいたしました。個人情報なんで詳しくは見たりはしませんでしたけど、細目書ではどうだと見てみたら、30年度の実績というのか帳面上は1反5畝程度やっていると、そういうふうな回答をいただきましたので、この案件については問題があると思います。

○事務局（古谷 明仁） 3条申請では作付け予定として水稻を491平方メートル作付けされるということで帳面上は出てきている状況です。実態はそういうことではないということなんですか。

○10番（西沢 泰裕） 私も詳しくは分からないんですけど、〇〇さんはもと〇〇の職員であるんですけど、退職されたあと帰られて、家が〇〇の神様ということで〇〇記念館その館長さんということでやられていて、ほぼ所有されている田畑を誰かに預けられて食べる分だけやられているのかどうかというのがその10アール、そういうことでこれから意欲をもって田んぼをして水田を作られる方には思えないんです。

○事務局（古谷 明仁） 農機具の保有状況等ですけれども、大きい機械によるの作業は作業委託をされるようなことになってますが、水の管理とか大規模でないのは自分でされるように解釈して今回議案としてあげております。

○議長（森井 脩） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時25分）

（再開 午前10時40分）

○議長（森井 脩） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

17番 村田委員。

○17番（村田 憲夫） 52番の使用貸借権ですが、3条でも可能なのか。今まで農用地利用集積でよく見るが。

○議長（森井 脩） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時45分）

（再開 午前10時50分）

○議長（森井 脩） 休憩前に引き続き本会議を再開します。事務局説明願います。

○事務局（宮崎 雅巳） 3条は農地法による貸借、利用権は基盤法による貸借。どちらを選ばれても良い。農地法は規制が強い、基盤法は期限がきたら解除になる。

○議長（森井 脩） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。よって、第53号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可書を発行します。

第54号議案、農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長（森井 脩） 日程第7、第54号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

現地調査員を代表して、9番 水嶋委員、お願いします。

○現地調査員（水嶋 義彦） 同じく11日に計7名にて現地確認に行っていました。

今の事務局の説明どおりで特に申し上げることはございません。

○議長（森井 脩） ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第54号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第55号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長（森井 脩） 日程第8、第55号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な場合につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、9番 水嶋委員、お願いします。

○現地調査員（水嶋 義彦） 同じく11日に7名にて現地確認に行きました。特に説明どおりで申し上げることはございません。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

よって、第55号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第56号議案、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について

○議長 (森井 脩) 日程第9、第56号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、7番 田中委員、お願いします。

○現地調査員 (田中 直喜) 現地確認をいたしました。これとって問題がなかったことをご報告いたします。以上です。

○議長 (森井 脩) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

よって、第56号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」は、原案のとおりすべて可決されました。

証明書を発行します。

第57号議案、農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について

○議長（森井 脩） 日程第10、第57号議案「農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、9番 水嶋委員、お願いします。

○現地調査員（水嶋 義彦） 同じく11日に現地確認に行きました。事務局の説明どおりで特に申し上げることはございません。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第57号議案「農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について」は、原案のとおり可決されました。

受理書を発行します。

第58号議案、農地法第4条第1項ただし書き（第8号）の規定による届出書受理について

○議長（森井 脩） 日程第11、「第58号議案、農地法第4条第1項ただし書き（第8号）の規定による届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、7番 田中委員、お願いします。

○現地調査員（田中 直喜） 現地確認をいたしました。問題はありません。また、今事務局の説明どおりで補足することもございません。以上です。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、「第58号議案、農地法第4条第1項ただし書き（第8号）の規定による届出書受理について」は、原案のとおり可決されました。

受理書を発行します。

第59号議案、農地等の競売・公売に参加するための買受適格証明書の交付申請審議について

○議長（森井 脩） 日程第12、第59号議案「農地等の競売・公売に参加するための買受適格証明書の交付申請審議について」を議題とします。

なお、第59号議案と次の第60号議案は農業委員会に関する法律第31条に該当する案件となっています。

蜂須賀久人委員につきましては、農業委員会に関する法律第31条の規定により議事に参加することができません。

退席をお願いします。

（蜂須賀委員の退席）

○議長（森井 脩） 事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、7番 田中委員、お願いします。

○現地調査員（田中 直喜） 補足説明はございません。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第59号議案「農地等の競売・公売に参加するための買受適格証明書の交付申請審議について」は、原案のとおり可決されました。

証明書を交付します。

なお、証明書を発行した者が、売却決定を受け、これにかかる3条申請の提出があった場合は、総会の議案にかけることなく許可書を交付し、後日の報告案件とします。

第60号議案、農地等の競売・公売に参加するための買受適格証明書の交付申請審議について（進達分）

○議長（森井 脩） 日程第13、第60号議案「農地等の競売・公売に参加するための買受適格証明書の交付申請審議について（進達分）」を議題とします。

なお、この議案も農業委員会に関する法律第31条に該当する案件となっていますので、蜂須賀委員は退席のまま進行します。

○議長（森井 脩） 事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明を

お願いします。

現地調査員を代表して、7番 田中委員、お願いします。

○現地調査員（田中 直喜） ただ今事務局の説明があったとおりで問題はありません。以上です。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第60号議案「農地等の競売・公売に参加するための買受適格証明書の交付申請審議について（進達分）」は、原案のとおり可決されました。

適格者相当という意見を付して県知事に進達します。

なお、証明書を発行された者が、売却決定を受け、これにかかる5条申請の提出があった場合は、会長が当該適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、総会の議案にかけることなく許可相当という意見を付して県知事に進達し、後日の報告案件とします。

では、蜂須賀委員は入席してください。

（蜂須賀委員の入席）

第61号議案、農地移動適正化あっせん事業の要請について

○議長（森井 脩） 日程第14、「第61号議案、農地移動適正化あっせん事業の要請について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

お諮りします。豊岡市農地移動適正化あっせん事業実施基準第8の（1）に基づく申出がありましたので、あっせんを行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） ご異議なしと認め、あっせんを行うものとします。

お諮りします。本議案における同基準第9の（2）に基づくあっせん候補者については、認定農業者及び豊岡市地域水田農業ビジョンに登載された担い手として、複数ある場合はその全員をその相手として選定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） ご異議なしと認め、そのように決定します。

同基準第10に基づき、1名以上のあっせん委員を指名し当該あっせん委員をして、あっせんを行うものとします。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時20分）

（再開 午前11時25分）

○議長（森井 脩） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

お諮りします。あっせん委員の指名は、議長より行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、議長より2名を指名します。

村田 憲夫委員、阪井 裕推進委員。以上の委員にお願いします。

それでは、今後の流れについて説明します。

先ほど指名しました2名のあっせん委員により、あっせん候補者名簿に掲載されている候補者の中から選定した相手方を指名し、あっせん会であっせんが成立した場合、これにかかる3条申請については、総会の議案にかけることなく許可書を発行し、後日の報告案件とします。

また、あっせんが不成立となった場合にも、後日の総会における報告案件とします。

○議長（森井 脩） 以上で、「第61号議案、農地移動適正化あっせん事業の要請について」を終わります。

○議長（森井 脩） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時30分）

（再開 午前11時35分）

○議長（森井 脩） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

第62号議案、豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請に対する意見について

○議長（森井 脩） 日程第15、第62号議案「豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請に対する意見について」を議題とします。

この議案については、農林水産課担当職員に出席説明を求めています。

事務局の提案説明後、担当職員の自己紹介を含め、農用地利用計画の変更内容の説明を求めます。

まず、事務局、提案説明願います。

○事務局（西田 弥） 第62号議案についてご説明いたします。議案書の30ページをご覧くださいと思います。

農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして豊岡市において、豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画が作成されています。今回この計画の変更を予定されておりまして、豊岡市長から当委員会に意見を求められているものでございます。除外変更1件、用途変更5件となっております。内容につきましては農林水産課の担当の方からお聞き取りを願います。

○議長（森井 脩） 引き続き、農用地利用計画の変更内容の説明を求めます。

【農林水産課説明】

○議長（森井 脩） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番 井谷委員。

○6番（井谷 勝彦） 35ページの5番目の案件なんですけれども、区分変更の事由が自己所有地の中からというふうになっていますが、自己所有地ではないと判断されますがこれはどういう理由でしょうか。

○農林水産課（松下 貴俊） 失礼いたしました。現在の時点では自己所有地では確かにありません、申し訳ありません。〇〇さんの土地で将来的に自己所有地にされるということで、こちらの自己所有地ということは誤りです。現時点では自己所有地ではありません。

○議長（森井 脩） ほかに質疑はありませんか。

10番 西沢委員。

○10番（西沢 泰裕） 用途区分変更の1、2、3それぞれ農業用倉庫ということで水稲を中心にやられている方たちだったと思います。この中で粉塵対策ということで計画書の中に粉塵対策の機材だとかそういったものは上がっていますか。

○農林水産課（松下 貴俊） 計画書の中に機材とありますと。

○10番（西沢 泰裕） 敷地から外に出ないような工夫するような。

○農林水産課（松下 貴俊） そこまでは確認をしておりますし、添付もなかったです。ただ、集落から位置的に遠いということでの対策ということで認識しております。

○10番（西沢 泰裕） 今から4、5年前に変更届を受理されて実際施行された方が駄坂にあって、駄坂の集落からは離れてはおるんですけど、あきらかに作業場から糞摺り

の粉塵が舞い上がったり、川というのか排水路というのかそこに出ていた、そういう実例があるもので、計画上、計画書を出す場合に設備を書いているのかどうかという。必要ないといえれば必要ないのかもしれないけれど。

○農林水産課（松下 貴俊） そこまではこちらとしても、こういう機械を設置しなさいとか、対策についてお願いすることはできても、そこまでを求めてはいません。地区の同意という形でいただいていると、隣接同意ということで、近隣からは了解を得ているという認識でいます。

○10番（西沢 泰裕） もし近隣の方がこんなはずではなかったと、えらいほりが出るなど、そういう場合はどういった手続きを取ったらいいんですか。同意したから仕方ないのか。

○議長（森井 脩） 暫時休憩いたします。
（休憩 午前11時45分）

（再開 午前11時50分）

○議長（森井 脩） 休憩前に引き続き本会議を再開します。
先ほどの質問に対する回答をお願いします。

○農林水産課（松下 貴俊） 用途変更の整理番号5番につきまして大変申し訳ありませんが文書の訂正をお願いいたします。内容につきまして最後の文書、自己所有地のあとに「及び所有予定地」を加える。なので文書は「自己所有地及び所有予定地の中から計画する建物が建設可能で、水害の被災を受けず、他の農用地に及ぼす影響が少ない場所を選定した。」と訂正をお願いします。

○議長（森井 脩） ほかにありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。
以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。
お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第62号議案「豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請に対する意見について」は、原案のとおり可決されました。

「農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請については、異議ないものとする。」旨の意見を付して回答します。

農林水産課の担当職員の方ご苦労さまでした。

第63号議案、農用地利用集積計画の決定について

○議長（森井 脩） 日程第16、第63号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第63号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり可決されました。

「計画書のとおり、農用地利用集積計画を決定する。」旨の決定通知書を送付します。

閉会

○議長（森井 脩） お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、平成30年度第9回豊岡市農業委員会総会（定例会）を閉会します。

午前12時00分閉会